

出羽・越後国境の研究

— 鼠ヶ関地区 —

林 正 巳

はじめに

廃藩置県の大号令のもとに、新政の出発点として府県の設置が始まった。それは中央集権国家の体制をつくるうえには必要不可欠な大業であり、これによって近世から現代への実質推移をみることができるといえる。

かくして設置された府県区画ではあるが、以前の国藩区画を踏襲しつつきめられたもので、かつての国藩境域が保有していた矛盾さえもそのまま受け継がれている。

この矛盾が今日の都府県境に表面化しているところの一例として、新潟県・山形県境、念珠関（鼠ヶ関）地区に焦点を当てつつ詳述する。

(一)

日本海の荒波が岩礁に白く砕け、海岸のそこそこに、浸蝕された奇岩が北越から続く海岸美を一段とたかめてい

る。この海岸線に沿って国鉄羽越本線が走り、新潟県と山形県の県境に近接して有名な鼠ヶ関駅がある。駅前には鼠ヶ関の市街地となっている。いまは、国道七号線が市街地の背後（東方）を通る路線に改良されているため、町は静かさをとりもどした漁業集落となっている。

元来、この地の集落は越後・出羽国境の漁村としてその長い歴史⁽¹⁾の年輪をもっている。ことに、米沢藩時代には重要な藩の港でもあった。

明治六年⁽²⁾（一八七三）現在では、二二七戸、人口、一一一八人を有していた国境の集落として藩政時代を通じて、ここには関所がおかれていた。それだけに軍事的要地として重視されていた。

しかるに、明治に入ると国境の町、関所の町から漁業の町へと面目を一新してきている。ことに、この沖合にある「大瀬礁⁽³⁾」はタイ、ブリなどの豊かな魚群の回避するところとなって、いまもこの地の専業漁業を支えている。また最近では人工魚礁を沖合につくってとる漁業から育てる漁業へと関心をたかめているという漁業の町である。

この漁業の町に新潟県との間に境界紛争が戦後おこったのである。その発端は大瀬礁周辺の漁場をめぐるで始まった。この大瀬礁は鼠ヶ関側漁業者にとっては、もっとも豊かな漁場となっていた所であったため、他県漁民の入漁を禁止するという立場がとられ、新潟・山形両県漁民の激しい対立をみることになった。

(二)

山形県と新潟県相互の紛争にまで高まったこの海域（図1）において、昭和四四年五月二日、両県当局の間に、エビかご漁その他についての漁業調整に関する協定が調印された。これは新潟県と山形県との協定と、秋田県をも加え

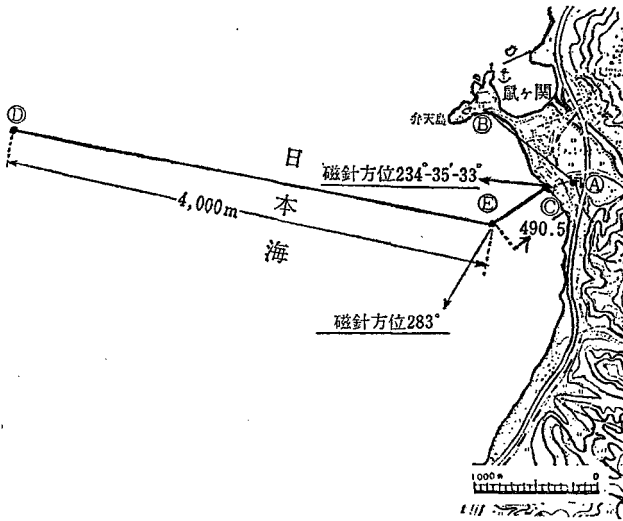


図1 山形県・新潟県の県境をめぐる海域
Aは八坂神社、Bは弁財天（いまは巖島神社）

た三県の申し合わせ事項からなり、それには、さらにイワシ漁についてのとりきめもなされている。協定では、次の点について決められている。すなわち、

(1) この海域に入る隻数のとりきめ

(2) 操業海域の範囲

(3) 操業の方法とその制限

その中で重要なものは底びき漁であって、それには両県漁船の入り会い操業船の隻数(4)の制限、出漁期間(5)についてのとりきめがある。

かかる漁業権をめぐる両県の協定ができたのは、基本的には沖合いの解釈の仕方をめぐる紛争であり、現在の陸上の県境を基準としているだけに、山形県側の主張が強く、新潟県側はこれに追従した感がある。

今日山形・新潟両県の県境は図1にみるように、海岸に迫った低い丘陵の末端からほとんど直角に折れて日本海海岸にのびている。この境界線がそのまま海上に延長され、この角度そのものが基準となり、沖合いの漁業海域が定められている。すなわち、地図上のC点が磁針方位(234.

35(33') となつて、CE (≡490.5m) をきめ、ちりにE点で、磁針方位 (283°) の線、ED (≡4000m) の線でそれを境に南北海面を分け、北の海面を山形県の漁業海域としている。このため、この海域は大瀬礁をめぐる好漁場の大部分を占め、この海面への入漁が、新潟県側漁船に対して制限されることになった。

山形県側が主張する根拠は、今日の県境を是認し、これを基準としていることに由来している。

しかるに、今日の県境は明治初年のとき、作意的に設定されたもので、実際には出羽・越後の国境は現在の県境からさらに、北方に後退したところにあつたといわれる。

(III)

古老の言を要約すると、次のとおりである。すなわち、今日の山形・新潟県境は戊辰戦争当時の庄内藩の最前線基地として、当時優勢を誇つた庄内藩の火器の陣地が構築されていた。当時庄内藩は、東北諸藩の中でも装備の点では最もすぐれていたが、これは、庄内地方の大地主、本問家の金策でオランダ商人から購入したもので、これらの近代兵器をもって政府軍の進攻に備えた。このため、この風ヶ関地区の攻防戦が激烈なものとなつたことは、今に地元住民に語り伝えられている。この戊辰戦争で庄内藩が政府軍を迎え撃つため、県境一帯に砲列をしいたときの場所が今日の県境となつたのである。

これを山形県から考えると、敗戦当事者の山形県側(庄内藩)が結果的には有利な裁定となつているのは、一見不可解である。

しかし、それには明治政府が敗戦当事者の庄内藩に対する、というよりも庄内地方に対するその後の処遇を考察す

る必要がある。

明治政府は困難な戦いの後、庄内地方を鎮圧したが、この地方を重要な兵站基地と考えていた。それゆえに、緒戦で庄内地方を掌握しえたため、その後、東北地方を鎮圧し、全国統一の実を挙げることができたのである。このように、庄内地方は新政府にとって重要な戦略拠点と考えられていたことを示す事実として、庄内藩の鎮圧とともに、この地方を新政府の直轄地として、民政局を設置したことも明らかである。このことは、庄内地方の豊かな経済地盤を新政府の傘下に収めることにより、財政基盤を強化しようとする意図に出たものと考えられる。さらに、朝敵藩として当然受けるべき追求も、ここでは(6)寛大であったことは、明治四年、酒田県が設置されたとき、在地旧藩出身者をもって県の上層部を占めていたことは、全国的にも例外なものとして指摘されている。このことは庄内地方を含めた山形県の県域決定に当たっても、かつての庄内藩防衛の前線基地がそのまま山形県と新潟県との県境として採用されているのも、新政府の特別の配慮があったと考えられる。そして、かつての出羽・越後の古来からの国境線が新政府によって無視されるだけの要因としては、このほか、鼠ヶ関地区がほとんど庄内出身の住民で占められていたためであり、黙認したのであろう。

また、岩船郡を含む越後全域が戊辰戦争当時には朝敵の汚名を着せられていたため、たとえ県境に異議があったとしても、これに対して異議申し立てもしないまま、今日まで県境を容認した形となっていたものと思う。それゆえに、明治政府により決められた県境が、そのまま今日地形図に明記されることとなったものであろう。

この間にあつて、この事実を最もよく知っているはずの中浜地区の人々が、明治政府の決定に何らの異議をも申し立てず、境界紛争もおこさなかった事は、中浜地区と山形県側との関係をみれば肯定できる。いうまでもなく、中

浜部落（伊弉野地区を含めて）は新潟県の最北端の部落で、古くから半農半漁の村である。その前面は新潟県海域でも有数の漁場であるにもかかわらず、小規模な漁業経営のため、その漁業上の利益はほとんど他地区の漁民に占められており、中浜地区の漁業はいまも零細の域を出ない。

この中浜部落には中浜漁港があって、昭和二七年第一種漁港の指定を受けたにとどまり、新潟県の積極的な漁業振興のための施策としてはほとんどみるべきものもない。ただ、この中浜海岸に二十メートルの船揚げ場（傾路）一つが設けられ、沖合いには三五メートルの防波堤が設けられたにすぎない。なお、この漁業協同組合員は、わずかに四名（昭和四六年）では新潟県側としても十分な配慮ができないのは当然であろう。それゆえに、中浜漁民は毎年荒年の続く九月～三月までは山形県側の鼠ヶ関漁港を利用させてもらっている。それは中浜地区の漁業は、鼠ヶ関地区との協調によってのみ通年出漁もできるという依存関係におかれている。これは県政の末端におかれた県境の漁村の宿命であるといえる。

実は、このような山形県側との依存関係があったからこそ、山形県と新潟県との漁業紛争（この場合、中浜の漁民は関係しない）において、その原因となったものは陸上の県境によるものであったが、そのとき、中浜地区ではこの論争に加わらなかった。

しかし、実際には、現在の県境を否定するに足る根拠となる古地図をもっていたが、これを表面に出さず、漁業紛争をよそ目にささやかな沿岸漁業に従事していた。その静観態度は前述のように、新潟県よりもむしろ山形県側の恩恵をうけているものとしては当然のことで、あえてせめるべきではない。

この古地図は部落民以外には絶対みせてはならないものとして保存されている。この頑固にみえる拒否態度のなか

に、山形県に対する配慮が示されていると思う。

この古地図は見る事ができなかったが、鶴岡市立図書館所蔵の古地図によって、古老の言は正しいものであったことを知った。

(四)

昔からの出羽・越後の境界の位置が、今日の県境でないとするれば、それはどこなのかを明らかにしなければならぬ。それには、かつてのわが国の国境が何を基準に定められていたのかを究明する必要がある。

そもそも、かつての国境設定に当たって最古の史実としては、天武天皇十一年(683)、山河の形勢により国境が定められたことが注目される。今日、かつての国境をみれば、いわゆる山河の形勢の具体的な実態が明らかになってくる。ことに分水界をもって国境としていることは基本原則ではあるが、それは山地の状況によっては必ずしも一定不變の景観をもっているとは限らない。そこに境界をめぐる紛争が、全国各地に絶えない原因である。それゆえに、後世に問題を残さないために、国境設定に当たって、それぞれの地域によって工夫がなされている。それは境界の位置を明確にし、かつそれに永続性をもたせるためである。そのための工夫として注目されるものは、上信国境(群馬・長野両県境)にそびえる四阿山(2333)においては平坦な山頂に、かつての上野・信濃両国(？)の一宮神を祭り、いままも、その石祠が山頂にあって、その石祠を結ぶ線によって山頂をわかち国境としている。これは信仰としての石祠を安置し、それを基準としているもので後世永く信仰の存続する限り、その明確さを伝えることができる。

また、国境の設定に当たっては、神に対する信仰にことよせているものがある。たとえば、上信国境(群馬県・

長野県)の旧碓氷峠の峠部落に鎮座する国境神としての熊野神社が奉祀されている。この神社の本殿前の門扉の中央が国境となっていて、その延長線は参道の石段を等分し、さらにその延長は峠部落から南西にのびる山陵の上をわかち、今日の碓氷峠まで下がる。

このように神々を祀ることにより、それとの関係で国境をきめる例は東日本各地に今も残っている。もちろん、地域により若干の変容はみせているが、それらは後世の作為によるもの、境界の確認には重要な決め手であることはいうまでもない。

さらに、信仰の対象としては、その後各種の石仏、石像、さらに巨石、巨木そのものもあり、日本のかつての国境を考察するときに見逃すことはできない。

このうち、巨石をもって境界標識としたものとしては、播磨灘、赤穂市の前面に浮かぶ取揚島(島)がある。この島の帰属について近世初頭、岡山藩と赤穂藩との間に激しい紛争が展開した。そのときの幕府の裁定によって、備前播磨の国境がこの島を二分する形で設定された。元来、この取揚島は男島(直立した部分)と女島(平坦な岩石島)とが結合してできた島である。その接合部にそのときの標識が現存して国境とされたことが示されている。このとき、確定された国境はそのまま明治になって、岡山県・兵庫県の県境に転用されている。

また、巨石が国境の基準になっているものとして筑前と肥前の国境(佐賀・福岡両県)、包石海岸¹⁰⁾(福岡県二丈町)がある。

ここでは海岸の汀線近くに立つ自然の巨石が県境の基準となって、これと反対側の山中から流れ出る小さな溪流に立つ国境標識(従是東筑前国、小川中央国境)によっても明らかなように、国境標識としてきわめて重要なものであ

る。

また、巨木をもってする境界標識とするものは各地に残っている。その代表的なものとして信越国境⁽¹⁾、富倉地区（長野県飯山市）にある謙信杉がある。今日では、この地区一帯が長野県域となっていてそれは空しいものとなっている。このほか、同じ信越国境、平丸峠には四本の杉の巨木が、いまま長野・新潟県境の標識となっているが、県境は四本の杉の間となっている。

このように、かつての国境設定には古くから何かの基準を必ず設定し、しかも明確にされていて、将来に禍根の残らないようにする配慮が先人によって払われていた。

このことを前提としながら、鼠ヶ関の真の境界はどこにあるか、さらに考えてみよう。

(五)

鼠ヶ関地区の自然地形の特色をみると、今日では水量もすくない鼠ヶ関川が右岸の山寄りに移動して、その河口は鼠ヶ関港に開いている。しかし、鼠ヶ関川は正保の図にみると、下流は乱流し典型的なデルタ地形をみせており、文字通りの氾濫地形を呈していたことがわかる。この状態は、越後国から出羽国が分離した（1722年）当時においては、より荒涼とした無能河川⁽²⁾であり、無住の地であったと考えられる。

また、注目されるのは、国境設定に当たって何らかの役目を果たしたものとして神社・仏寺その他石仏などがあるはずであるが、今日なお奉祠されているものとしては次のものがある。

まず、鼠ヶ関弁天島にある厳島神社が注目される。弁天島は、今では陸続きになっているが、以前は海中に屹立し

た小島であった。この島に弁財天が祀られている。その由緒によると、藩政時代までは、本尊は弁財天と称され、広くこの地方の人々の信仰をうけていたが、明治に入ってから巖島神社と改称された。この弁財天については正暦五年(894)三月、この海域近くから引きあげられた金色座像の弁財天を村人は鎮守の神として祀ったものと伝えられ、以来、歴代の領主の信仰はもとより、地方民の信仰の対象として祀られている。

このほか、今日みられる神社としては、丘陵の末端に八坂神社が勧請されている。この神社の由来は不詳であるが、今日この八坂神社の前の鳥居の向かって右の柱が、実は丘陵の末端と結ばれ、それが海岸にのびている県境の基準点となっているというものである。これは明治初年、県境設定のとき、神社を巧みに利用して、その決定の正当性、合理性を示そうとしたものと考えられる。この八坂神社については、藩政時代の地図にはなく、明治初年の略図には現在のところにあることから、明治のとき勧請したと思われる。

さらにもう一つ注目されるものとして、市街地の真中に大きな松の木がそびえている。これも年代にすれば四、五百年もたったものである。

以上、国境をきめるとすれば、いずれも適切なものがこの地方には揃っているように考えられる。

(六)

以上のことから筆者は次のとおりこの地区の国境を考えたい。

まず、正保の図に示されるように、当時の越後・出羽の国境線は、今日の市街地の中央にある排水路(そのほとんどが暗渠化されている)となっている用水路であると考ええる。この用水路の右岸にある松の巨木はまさにそのときの

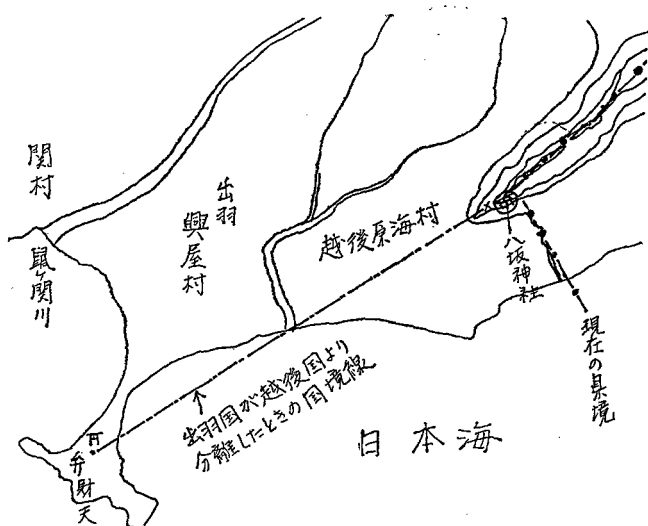


図2 出羽・越後国境略図

境界標識であったと考えられる。そのころは、この一帯が氾濫原で越後原海村がこの川の左岸に成立し、右岸には、出羽国、興屋村が成立していた。しかし、この両国の村は、ほとんど出羽国庄内地方の出身者で占められていたため

に、鼠ヶ関の右岸、左岸一帯を出羽国のものでしても都合がよかった。しかし、正保年間(1644~1647)よりさかのぼること八百年前、和銅五年(712)、当時の越後国から出羽国を分離し、独立させたときの国境はこれとは違うものであると考えざるをえない。それは鼠ヶ関川は氾濫を繰り返していたであろうし、この地区は無住地帯であったとも考えられる。それゆえに、国境の設定に当たっては、簡明にしてより自然的であるはずと考えるとき、丘陵の末端と弁天島を結ぶことがより自然であり、この方が「山河の形勢」により国境をきめたということにかなうように考えるものである。

筆者はこのようにして、鼠ヶ関地区の現在の県境は明治政府の作爲的なものであると断定したい。また、明治以前までは、国境は、正保の絵図に示されているように、今日鼠ヶ関市街地の中央を西流する用水路をもって国境河川と

していたと考えるものである。

しかし、この正保の絵図のそのままの国境が、越後国より出羽国が分離し、設置されたとき(712)の国境線であるとはいえない。その間約八百年もの長い間にこの地方の自然条件を考えると、それは正保のときとは非常に異なった地形であったと思われる。

いうまでもなく、この地は鼠ヶ関川下流一帯をしめ、荒涼としたデルタ地帯であり、さらに冬季は今日と同様、あるいはそれ以上に荒波に洗われ、デルタ地帯への居住地化は決して容易でなかった。今日では西海岸ぞいに六、八メートルの防波堤が延々とつくられ、日本海の風波をさえぎることによって、はじめてこの地区での平和な生活をすることができることを考えると、この地区への村づくりは容易なものではなかったはずである。

また、天下に知られた東北三大関の一つとしての念珠関の位置についても、いろいろの説があるが、それはいずれも正しいものである。それは、この地の冬の日本海の荒波(1)の被害が甚大で、その都度、場所を変えたことは考えられる。今日、念珠関趾として知られている鼠ヶ関川の右岸、山よりの場所が最も安全な場所として最後に落ち着いたものと思われる。

このように荒波の被害があり、正保の絵図でみられるように、国境の存在を確認するために、出羽側側の右岸近くに海風に強い黒松を植え、波洩による地形の変化に備えたものとも考えられる。この意味で松の巨木も重要な国境標識であったと思う。

終りに

筆者がこの県境問題を究明しようとしたのは、この種のもが全国にあまりにも多いことを知り、真実を後世に残しておきたいという気持からであった。

またささたる県境問題を言挙げした感はあるが、明治政府が不用意にきめた境界のしこりが、今日いろいろの面に不合理がでてゐることを訴えたいし、今後、広域的見地から地域住民がともどもに、平和的に国土の利用、沿岸水域の活用を計ることを期待するためである。

(一九七四・九・二七)

注

- (1) 温海町史 温海町役場
- (2) 温海町統計資料より 温海町役場
- (3) 弁天島の沖合いに広く展開している。
- (4) 新潟県の船が山形県に入漁できるのは、二五隻。山形県の船が新潟県に入漁できるのは、一四隻。
- (5) 底びき期間 七月一日—八月三十一日
- (6) 誉田慶恩・横山昭男著 山形県史 山川出版 昭和四五 二三〇頁
- (7) 岩田孝三著 国境政治地理学 四五頁 昭和二八年 帝国書院
- (8) 林正巳著 府県合併とその背景 一四四頁 昭和四五年 古今書院
- (9) 林正巳著 府県合併とその背景 一二四頁と一四三頁 昭和四五年 古今書院
- (10) 林正巳 境界の研究(境の神々) 新潟大学高田分校紀要 昭和四七年
- (11) 林正巳 信越国境 四一頁—六一頁 政治地理第四集
- (12) 岩田孝三著 国境政治地理学 一二六頁 昭和二八年 帝国書院
- (13) このほか、地殻変動も考えられる。